

書類審査

令和元年度 シティセールス海外プロモーション支援補助金 評価表 NO. 48

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	家吉					
事務事業名	セールスプロモーション費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市補助金等交付規則							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	300 千円	国県支出金 千円	一般財源 300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	PR回数		3日以上		平成33年度			
成果指標②	PR対象者数		10万人以上		平成33年度			
補助対象者	薩摩川内市を拠点として活動する団体等							
補助対象経費								
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内市の認知度向上に寄与するもの							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内とし、一件当たり上限10万円							
上記項目の積算方法	予算の範囲内とし、一件当たり上限10万円							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年間の決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		0		5,625,000	98.3%
		会費収入						0.0%
		事業収入						0.0%
		寄付金・その他助成					5,625,000	98.3%
		市補助金					100,000	1.7%
							0.0%	
		（前年度繰越金）					0.0%	
	計	0		0		5,725,000	100.0%	
	支出	事業費					5,725,000	100.0%
		人件費						0.0%
		その他事務費						0.0%
							0.0%	
							0.0%	
							0.0%	
		（翌年度繰越金）					0.0%	
	計	0		0		5,725,000	100.0%	
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数						1		
成果指標の推移①						6		
成果指標の推移②						34万人		
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】本制度を活用していただけるよう引き続き周知に努めたい。 【事業のPR方法】市HP等を活用した情報発信。 【費用対効果】補助額と比較した際の効果は大である。 【補助事業以外の事業】独自に各種イベント等で本市PR活動を積極的に実施している。 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	インバウンド誘客に向けたプロモーションとして効果的なものであり本市の認知度向上と誘客に促進に伴う地域経済の発展に貢献するものである。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	海外プロモーションの取組みとして必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	海外でのプロモーション日数や当該イベントにおける観客数など効果的な設定がなされている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	多種多様な活動を広く海外へプロモーションするために行政以外の団体が実施することが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	事業内容等においても補助金等の交付が適当と考えられる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	おおむね妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ インバウンド誘客を促進させるために今後も必要な事業である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 海外でプロモーションを実施できる団体の掘り起こし		≪まとめ≫

シティセールス海外プロモーション支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるシティセールス海外プロモーション支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 海外において、本市の認知度向上及び遠征団体の経費負担軽減を目的とする。

(補助事業等の要件)

第3条 補助金に係る補助事業等は、次に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市を拠点として活動する団体等であること。
- (2) 薩摩川内市の認知度向上に貢献するものであること。
- (3) イベント（スポーツイベント・海外研修を除く）へ出演するものであること。
- (4) 本補助金以外に市から補助または助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とし、1件あたり上限10万円とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、次に掲げる経費について交付する。

- (1) 海外渡航に係る経費（旅費宿泊費等）

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施前とする。

(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実施が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(精算)

第9条 補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める額を返納し精算するものとする。

- (1) 災害、事故等により事業が実施できなかった場合
- (2) 第4条の補助対象経費以外の経費に支出した場合、補助決定額のうち、対象外経費分

(効果の測定)

第10条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果）は、プロモーションに係るPR回数及びPR対象者数等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。